

(別 紙)

ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則の一部を次のように改正する。

3の(1)を次のように改める。

(1) 告示六の保管場所は、ホノルル国際空港内の施設であつて、アメリカ合衆国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。

ア 低温施設を具備した2か所の消毒済みパパイヤ専用保管施設

イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みパパイヤを陳列し、販売する小売店